

IPA セキュリティセンター 技術評価部 第3回答 2026-07-26

公開用の複製（株式会社I-S3 作成）。元はメール本文。行政側の担当者個人名・メールアドレス・電話番号は〔…省略〕に置き換えています。部署名・日付・本文はそのままです。出典: <https://www.i-s3.com/jc-star-answers/>

受信日時	2026-07-26 15:49 JST
差出人	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）セキュリティセンター 技術評価部（担当者名・アドレスは省略）
宛先	益田周防海（株式会社I-S3）
件名	Re: [isec-jcstar-question 4085] JC-STARにおけるIP通信を用いない機器の対象性及び評価境界に関する確認

本文（逐語。「>」で始まる行は引用部＝I-S3 からの照会文）

益田様

〔担当者名〕@IPAです。お世話になっております。

いただきましたご質問についてですが、

> 1. Q8の意図のご説明（再質問）

「適合ラベル取得済み」は、「安全に設置・運用されている」ことではなく、
「（ラベルの対象範囲内の機器について）外部ネットワーク（インターネットなど）からのアクセス制御や脆弱性対応（アップデート）など、★1で要求する適合要件を有している」ことを示すものです。

また、JC-STARでは、アタックサーフェスをもつ機器は外部からの直接通信を受信することを前提として適合要件を満たすことを初めから想定しています。

これは間接的な場所におかれることが前提の機器であっても同様です。

したがって、ラベル取得製品をどの場所に設置するのかによってラベルの効力が変わることはありません。

なお、「適合ラベルは製品の属性を確認するものであって、個々の設置構成の安全性を確認・保証するものではない」と

いうのは正しくないと考えます。

適合ラベルは「ラベルの対象範囲内の機器について、定められたセキュリティ要件・適合要件への適合を示す目印」となるものです。「製品の属性を確認」しているわけではありません。

ただし、★1の適合ラベルは最低限のサイバー脅威に対する適合要件を満たすことを示すものであり、また製造ベンダの自己適合宣言でもありますので、もともと「完全な安全性を確認・保証」するものではありません。製造ベンダが自ら「★1のセキュリティ要件・適合要件を満たしている」と宣言しているものです。

もちろん、自己適合宣言とはいえ、IPAとしてはラベル付与製品に対して

事後的に検査やサーベイランスを行える権利を有していますので、

後に問題が発覚しサーベイランスの結果次第では「ラベル取消し」などのペナルティがあります。

> Q10. 申請補足ガイダンス質問1-3に「JC-STAR用識別型番は今までの製品型番とは異なる可能性があります」とありま

当該製品の「適合ラベル取得製品情報ページ」の「別添構成図」が「ラベルの対象範囲内の機器」の一覧が記載されています。

こちらの構成図には、各構成機器の製品名称・製品型番が記載されていますので、そこで対象機器かどうかの確認ができます。

> Q11. 申請補足ガイダンス質問1-6の例外（インストール可能アプリケーションをベンダーがコントロールしていない製品

例外申請であることを区別する表示はありません。

> Q12. 例外的な申請（補足ガイダンス質問1-3・1-4・1-6等）による適合ラベルの取得件数、又は全取得件数に占める割合

公表していません。また公表予定もありません。

> Q13. 「★1レベル適合基準・評価手法」1.3節の脚注に「ラベル発行前にサプライチェーン・リスクについて経済産業省を
公開文書はありません。

よろしくお願いします。

IPAセキュリティセンター 技術評価部

[担当者名]

E-mail: [メールアドレス省略]

> -----Original Message-----

> From: Suomi Masuda <s_masuda@i-s3.com>

> Sent: Saturday, July 25, 2026 11:35 PM

> To: [担当者名] <[メールアドレス省略]>

> Cc: [メールアドレス省略]; [メールアドレス省略]; [メールアドレス省略]

> Subject: Re: [isec-jcstar-question 4085] JC-STARにおけるIP通信を用いない機器の対象性及び評価境界に関する確認
>

> 独立行政法人情報処理推進機構

> セキュリティセンター

> JC-STAR ご担当者様

>

> 先般は追加照会Q1～Q9に対し、迅速かつ明確なご回答をいただき誠にありがとうございました。ご教示いただいた
「★1

> 適合基準・評価手法」「★1評価ガイド」「★1申請補足ガイダンス」は全文を拝読し、Q5・Q6のご回答どおり定義・
脅威

> タイプの記載を確認いたしました。

>

> 1. Q8の意図のご説明（再質問）

>

> ご質問いただいたQ8の意図をご説明します。当方は、系統連系要件の審査実務等において「適合ラベル取得済み＝
安全に

> 設置・運用されている」という誤解が生じる可能性を懸念しており、ラベルの効力の射程を正確に記述したいと考
えてい

> ます。

>

> 例として、★1適合ラベルを取得したPCS（またはLogger/Gateway）が、設置時の構成上の事情により、インターネッ
ト

> から直接到達可能な状態（例：ルータのポート開放によりWeb管理画面が外部公開されている状態）で運用されてい
ると

> します。この場合でも、当該製品の適合ラベルの効力（当該製品が★1適合基準に適合していることの確認・可視化）
自体

> には変更がない、という理解でよろしいでしょうか。

>

> 換言すると、適合ラベルは製品の属性を確認するものであって、個々の設置構成の安全性を確認・保証するもので
はない、

> という理解の可否をお尋ねするものです。「理解のとおり」「異なる（内容をご教示ください）」のいずれかでご
回答いただ

> けますと幸いです。

>

> 2. 参考文書の精読により生じた追加確認（Q10～Q13）

>

> Q10. 申請補足ガイダンス質問1-3に「JC-STAR用識別型番は今までの製品型番とは異なる可能性があります」とあ
りま

> す。適合ラベル取得製品リスト上の型番と市販製品の型番の対応関係を、第三者（例: 系統連系の審査実務者）が確認する

> 方法（公開の対応表等）はありますでしょうか。

>

> Q11. 申請補足ガイダンス質問1-6の例外（インストール可能アプリケーションをベンダーがコントロールしていない製品

> の、ベンダー判断による取得）により取得した製品について、同ガイダンスが求める責任分界の注意喚起の記載有無を、

> 製品リスト又は適合ラベル取得製品情報ページ上で確認できますでしょうか。

>

> Q12. 例外的な申請（補足ガイダンス質問1-3・1-4・1-6等）による適合ラベルの取得件数、又は全取得件数に占める割合

> は、公表されていますでしょうか。公表されていない場合、公表のご予定はありますでしょうか。

>

> Q13. 「★1レベル適合基準・評価手法」1.3節の脚注に「ラベル発行前にサプライチェーン・リスクについて経済産業省を

> 含めた政府関係機関に照会をかけ、その照会結果に基づきラベルを付与する」とあります。この照会の観点又は判断基準

> を記載した公開文書はありますでしょうか。文書名のみで結構です。ない場合は「ない」とのご回答で結構です。

>

> なお、本照会及びご回答についても、これまでと同様、弊社が実施しているJC-STAR制度の技術的・制度的検証において

> 正確に引用し、公開資料として取り扱う可能性がございます。公開の際は、ご回答は組織名義として扱い、ご担当者の個

> 人名・個人メールアドレスは掲載いたしません。

>

> 何卒よろしくお願い申し上げます。

> 益田 周防海 (Suomi Masuda Ph. D)

> 株式会社I-S3 (I-S3.CO <<http://i-s3.co/>> ., Ltd)

> 本社: 群馬県安中市嶺638番地3 (HQ: 638-3 Mine, Annaka, Gunma, Japan)

> 高崎Office：群馬県高崎市飯塚町1311-1

> (Takasaki Office: 1311-1 Iizuka-Machi, Takasaki, Gunma, Japan)

> Tel: [電話番号省略]

> Fax: [電話番号省略]

> E-mail: s_masuda@i-s3.com <mailto:s_masuda@i-s3.com>

>

>

> <https://www.i-s3.com> <<https://www.i-s3.com/>>

>

>

> <https://ci3.googleusercontent.com/mail-sig/AlorK4wzPGaE5U7BQ96VYjRFaCWFBiI7_pYvQ5lnUR4KVNZQvLSoX9sXu

> _3zac-ocfleLGMJg20dWxl>

>

> レビューコメント等はこちらへ / Share your experience with us! Leave a review.

> <https://g.page/r/CSWXjunl3FptEAl/review>

>

>

> On Sat, Jul 25, 2026 at 9:18 PM <[メールアドレス省略]> wrote:

>

>

> 益田様

>

> [担当者名] @IPAです。お世話になっております。

>

> いただきましたご質問についてですが、

>

>> Q1. 非IP通信機器の「例外的な申請」が認められる「一定の条件」は、「★1申請補足ガイダンス」質問1-3・

> 質問1-4に

>> 記載の条件がすべてでしょうか。それ以外の考慮要素がある場合、公開可能な範囲でご教示ください。

>

> 原則的にはその通りです。

> ただし、想定していない実装形態がないとは言い切れませんので、

> その場合は個別に説明いただいて申請可否を判断することはあります。

>

>

>> Q2. 先のご回答2a「競合製品で対象となるものがあれば例外的な申請が可能な場合もあります」における「競

> 合製品」の

>> 該当性は、どなたが・どの基準で判断されるのでしょうか（申請者の申告／IPAの認定／製品リストとの照合等）。

>

> 原則的に、競合製品があることの説明をしていただきます（説明資料を提出いただきます）。

> その説明を聞いたうえで判断します。

> ただし、明らかに競合製品があるとわかっている場合にはその限りではありません。

>

>

>> Q3. 例外的な申請により適合ラベルを取得した製品は、通常の申請による取得製品と、製品リスト上又はラベ

> ル表示上で

>> 区別されますでしょうか。「区別される」「区別されない」のいずれかでご回答いただけますと幸いです。

>

> 区別はありません。

>

>

>> Q4. PCS及びLogger/Gatewayを含む一体の製品又はシステムとして例外的な申請により取得した場合、適合

> ラベル又は

>> 製品リスト上で、評価範囲（単体か、一体構成か、構成に含まれる機器の範囲）を第三者（例: 系統連系の審査
> 実務者）が

>> 識別する方法はありますでしょうか。

>

> 当該製品の「適合ラベル取得製品情報」の「別添構成図」に、適合ラベルの取得範囲が記載されています。

>

>

>> Q5. 先のご回答2「必須付随サービスとしてどの範囲までを含めるか」に関して、「必須付随サービス」の定義

> 又は判断基

>> 準が記載された公開文書はありますでしょうか。文書名のみで結構です。

>

> 「★1 適合基準・評価手法」及び「★1 評価ガイド」に記載されています。

> <https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/tekigou-kizyun-guide/label1/index.html>

>

>

>> Q6. ★1が対抗を想定する「最低限の脅威」の類型を列举した公開文書はありますでしょうか（例: 共通デフォ

> ルトパスワード

>> ードを悪用するボットネット感染等）。文書名のみで結構です。

>

> 「★1 適合基準・評価手法」及び「★1 評価ガイド」に記載されています。

> <https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/tekigou-kizyun-guide/label1/index.html>

>

>

>> Q7. IPAとして、★1適合ラベルの取得を特定用途の法令・技術要件等の適合条件として引用・指定することに

> ついての考

>> え方（推奨・中立・留意事項の提示等）を示した公開文書はありますでしょうか。ない場合は「ない」とのご
> 回答で結構
>> です。
>
> ありません。
>
>
>> Q8. 適合ラベルを取得した製品が、外部ネットワークから直接到達可能な構成で設置・運用された場合でも、
> 適合ラベル
>> の効力（適合性の確認・可視化としての位置づけ）に変更はない、という理解でよろしいでしょうか。「変更は
> ない」「変
>> 更がある（内容を教示）」「回答できない」のいずれかでご回答ください。
>
> 申し訳ございませんが、質問の意図が理解できません。
> どのような意図の質問でしょうか？
>
>
>> Q9. JC-STAR適合ラベルが、製品の設置構成・運用・ネットワーク対策（境界防御、VPN、多要素認証、監視
> 等）を代替
>> しない旨を明示した公開文書はありますでしょうか。文書名のみで結構です。ない場合は「ない」とのご回答
> で結構です。
>
> 「代替しない」と明示した文書はありませんが、「間接的に置かれる（＝内部ネットワークに接続可能）機器」も
> 対象になることは、「★1 適合基準・評価手法」及び「★1 評価ガイド」に記載されています。
> <https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/tekigou-kizyun-guide/label1/index.html>
>
>
> よろしく願います。
>
>
> -----
> IPAセキュリティセンター 技術評価部
> [担当者名]
> E-mail: [メールアドレス省略]
>
>> -----Original Message-----
>> From: Suomi Masuda <s_masuda@i-s3.com <mailto:s_masuda@i-s3.com>>
>> Sent: Sunday, July 19, 2026 11:48 PM
>> To: [担当者名] <[メールアドレス省略]>
>> Cc: [メールアドレス省略]; [メールアドレス省略]
>> ; [メールアドレス省略]
>> Subject: Re: [isec-jcstar-question 4085] JC-STARにおけるIP通信を用いない機器の対象性及び評価境界に関す
> る確認
>>
>> 件名: JC-STAR制度の例外申請・評価範囲の識別・ラベル効力に関する追加照会
>>
>> 独立行政法人情報処理推進機構
>> セキュリティセンター 技術評価部
>> ご担当者様
>>
>> 先般は、JC-STARの対象性・評価境界・説明主体に関する5項目の照会に対し、明確なご回答をいただき誠に
> ありがとう
>> ございました。制度の守備範囲を正確に理解することができました。
>>

>> いただいたご回答を踏まえ、制度運用に関する追加の確認を9点に限定してお送りいたします。制度設計の是非
> やグリッ

>> ドコード要件化の妥当性に関する質問は含めておりません（それらは資源エネルギー庁へ照会中です）。ご回答
> は質問番号

>> ごとに一行程度で差し支えございません。該当する公開文書がある場合は、文書名のみのご教示で結構です。
>>

>> 1. 例外的な申請の運用について（先のご回答1・2関係）
>>

>> Q1. 非IP通信機器の「例外的な申請」が認められる「一定の条件」は、「★1申請補足ガイダンス」質問1-3・
> 質問1-4に

>> 記載の条件がすべてでしょうか。それ以外の考慮要素がある場合、公開可能な範囲でご教示ください。
>>

>> Q2. 先のご回答2a「競合製品で対象となるものがあれば例外的な申請が可能な場合もあります」における「競
> 合製品」の

>> 該当性は、どなたが・どの基準で判断されるのでしょうか（申請者の申告／IPAの認定／製品リストとの照合等）。
>>

>> Q3. 例外的な申請により適合ラベルを取得した製品は、通常の申請による取得製品と、製品リスト上又はラベ
> ル表示上で

>> 区別されますでしょうか。「区別される」「区別されない」のいずれかでご回答いただけますと幸いです。
>>

>> 2. 評価範囲の識別可能性について（先のご回答2・3関係）
>>

>> Q4. PCS及びLogger/Gatewayを含む一体の製品又はシステムとして例外的な申請により取得した場合、適合
> ラベル又は

>> 製品リスト上で、評価範囲（単体か、一体構成か、構成に含まれる機器の範囲）を第三者（例: 系統連系の審査
> 実務者）が

>> 識別する方法はありますでしょうか。
>>

>> Q5. 先のご回答2「必須付随サービスとしてどの範囲までを含めるか」に関して、「必須付随サービス」の定義
> 又は判断基

>> 準が記載された公開文書はありますでしょうか。文書名のみで結構です。
>>

>> 3. ★1の設計目的の外縁について（先のご回答5関係）
>>

>> Q6. ★1が対抗を想定する「最低限の脅威」の類型を列举した公開文書はありますでしょうか（例: 共通デフォ
> ルトパスワ

>>ードを悪用するボットネット感染等）。文書名のみで結構です。
>>

>> Q7. IPAとして、★1適合ラベルの取得を特定用途の法令・技術要件等の適合条件として引用・指定することに
> ついての考

>> え方（推奨・中立・留意事項の提示等）を示した公開文書はありますでしょうか。ない場合は「ない」とのご
> 回答で結構

>> です。
>>

>> 4. ラベルの効力の外縁について（先のご回答3・4関係）
>>

>> Q8. 適合ラベルを取得した製品が、外部ネットワークから直接到達可能な構成で設置・運用された場合でも、
> 適合ラベル

>> の効力（適合性の確認・可視化としての位置づけ）に変更はない、という理解でよろしいでしょうか。「変更は
> ない」「変

>> 更がある（内容を教示）」「回答できない」のいずれかでご回答ください。
>>

>> Q9. JC-STAR適合ラベルが、製品の設置構成・運用・ネットワーク対策（境界防御、VPN、多要素認証、監視
> 等）を代替

>>しない旨を明示した公開文書はありますでしょうか。文書名のみで結構です。ない場合は「ない」とのご回答
>で結構です。

>>

>>なお、本照会及びご回答についても、前回同様、弊社が実施しているJC-STAR制度の技術的・制度的検証にお
>いて正確に

>>引用し、公開資料として取り扱う可能性がございます。公開の際は、ご回答は組織名義（貴センター技術評価
>部）として

>>扱い、ご担当者の個人名・個人メールアドレスは掲載いたしません。

>>

>>何卒よろしくお願い申し上げます。

>>

>>

>>

>> 益田 周防海 (Suomi Masuda Ph. D)

>> 株式会社I-S3 (I-S3.CO <<http://I-S3.CO>> <<http://i-s3.co/>>., Ltd)

>> 本社: 群馬県安中市嶺638番地3 (HQ: 638-3 Mine, Annaka, Gunma, Japan)

>> 高崎Office：群馬県高崎市飯塚町1311-1

>> (Takasaki Office: 1311-1 Iizuka-Machi, Takasaki, Gunma, Japan)

>> Tel: [電話番号省略]

>> Fax: [電話番号省略]

>> E-mail: s_masuda@i-s3.com <mailto:s_masuda@i-s3.com> <mailto:s_masuda@i-s3.com>

>> <mailto:s_masuda@i-s3.com>

>>

>>

>> <https://www.i-s3.com> <<https://www.i-s3.com/>>

>>

>>

>>

>> <https://ci3.googleusercontent.com/mail-sig/AlorK4wzPGaE5U7BQ96VYjRFaCWFBiI7_pYvQ5lnUR4KVNZQvLSoX9sXu

>> _3zac-ocfleLGMJg20dWxl>

>>

>> レビューコメント等はこちらへ / Share your experience with us! Leave a review.

>> <https://g.page/r/CSWXjunl3FptEAl/review>

>>

>>

>> On Sun, Jul 19, 2026 at 7:31 PM <[メールアドレス省略]>

>> <[mailto:\[メールアドレス省略\]](mailto:[メールアドレス省略])> >> wrote:

>>

>>

>> I-S3 益田様

>>

>> IPAの「担当者名」と申します。お世話になっております。

>>

>> いただきましたご質問についてですが、

>>

>>> 1. IP通信機能を有しない機器の対象性について

>>> この場合、自身ではIP通信を使用せず、RS-485通信のみを使用するPCSは、製品単体として

> JC-STAR★1の

>> 適合ラベル

>>> 取得対象となり得るのでしょうか。

>>

>> IP通信をおこなわない機器（非IP通信機器）は、原則的には「JC-STARの対象外」となります。

>>

>> ただし、機器構成が一定の条件を満たしている場合は、

>> 非IP通信機器であっても例外的な申請が可能である場合があります。

>> 「★1申請補足ガイド」の質問1-3、質問1-4等

>> <https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/shinsei/shinki-1-2/index.html>

>>

>> 例外的な申請を行いたい場合は、非IP通信機器も対象とした別途の手続きがありますので、ご相談ください。

>>

>>

>>> 2. 外部Gateway等を介してIP通信を行う構成について

>>> この場合、JC-STARにおける「インターネットとの通信が行えるIoT製品」の評価対象は、

>>> a. PCS単体

>>> b. Logger / Gateway単体

>>> c. PCS及びLogger / Gatewayを含む一体の製品又はシステム

>>> のいずれとなり得るのでしょうか。

>>

>> 1.での回答に関連しますが、

>> a. は対象外になります（ただし、競合製品で対象となるものがあれば例外的な申請が可能な場合もあります）。

>> b. は対象です。

>> c. は例外的な申請が可能である場合があります。

>>

>>> また、評価対象の境界は、どの基準又は考え方に基づいて決定されるのでしょうか。

>>

>> 「IP通信機能」を有しているかどうかの評価対象を決める一番大きな判断ポイントになります。

>> 後は必須付随サービスとしてどの範囲までを含めるかによります。

>>

>>

>>> 3. 汎用PCを通信・制御主体とする場合について

>> 汎用PCは「購入時に具備されているセキュリティ機能を利用し、アップデート以外で（調達者・利用者が

>> 自らの意志で）後からセキュリティ機能を追加することが困難／できない」の条件を満たさないため、

>> JC-STARの対象外としています。

>>

>> ただし、汎用PCベースで開発された製品であっても一定の条件を満たす場合にはJC-STARの対象となることがあります。

>> 「JC-STAR制度に対するよくある質問について」（A-3）を参照ください。

>> <https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/material.html>

>>

>>

>>> 特に、汎用PCがJC-STARの対象製品ではない場合、PCS単体の適合ラベル取得によって制度上どの範囲のセキュリティ

>>> を評価していることになるのか、ご教示ください。

>>

>> JC-STARでは対象範囲は明確で、PCS単体でラベルを取得している場合、

>> セキュリティを評価している範囲はあくまで「PCS単体」だけです。

>> つまり、汎用PCに対しては、JC-STARは何ら言及するものではありません。

>>

>>

>>> 4. 製品単体とシステム境界の関係について

>> 正確には、JC-STARは、セキュリティ基準に応じて定められた適合要件（セキュリティ要件）に基づき、

>> IoT製品に対する適合要件への適合性を確認・可視化する制度です。

>> セキュリティ基準は4段階あり、★1は最低基準として設けられている適合要件になります。

>> ただし、個別に「セキュリティ機能を評価」しているわけではありません。

>> 「要求された適合要件（セキュリティ要件）を満たしているかを確認」しているものです。

>>

>> また、JC-STARは、対象とする「機器」に対して「境界防御」という考えは導入していません。

>> つまり、外部の境界防御によるリスク低減効果を製品の対象性又は評価境界の判断において考慮しません。

>>

>>

>>> 5. グリッドコード要件化の技術的根拠に関する説明主体について

>> IPAが行えるのは、「IoT機器に対して、★1の適合要件がどのような目的を達成することを期待して作られたのか」

>> だけです。

>> その意味では、

>>> * 対象範囲決定時の脅威モデル又は攻撃シナリオ

>>> * 製品単体へのJC-STAR★1取得要求によるリスク低減効果

>> が近いと思われます。

>>

>> ただし、「★1」は「あらゆるIoT機器に対して最低限の脅威に対抗するための最低限の統一的適合要件」

> として

>> 作られたもので、

>> 「産業用制御システム及び再生可能エネルギー設備のサイバーセキュリティ」や「グリッドコード要件」

> に特化し

>> て

>> 適合要件が作成されているわけではありません。

>>

>>

>> よろしくお願いします。

>>

>>

>> -----

>> IPAセキュリティセンター 技術評価部

>> [担当者名]

>> E-mail: [メールアドレス省略] <mailto: [メールアドレス省略]>

>>

>>

>>> -----Original Message-----

>>> From: [メールアドレス省略]

>> <mailto: [メールアドレス省略]>

>>> [メールアドレス省略]

>> <mailto: [メールアドレス省略]> >> On Behalf Of

>> Suomi

>> Masuda

>>> Sent: Monday, July 13, 2026 11:02 PM

>>> To: [メールアドレス省略]

>> <mailto: [メールアドレス省略]>

>>> Cc: C. Lin < [メールアドレス省略] <mailto: [メールアドレス省略]>

>>>; Mei Arai < [メールアドレス省略]

>> <mailto: [メールアドレス省略]> >>

>>> Subject: [isec-jcstar-question 4085] JC-STARにおけるIP通信を用いない機器の対象性及び評価境界

> に関する

>> 確認

>>>

>>> 独立行政法人情報処理推進機構

>>> セキュリティセンター 技術評価部

>>> JC-STARご担当者様

>>>
>>> 平素よりお世話になっております。
>>>
>>> 株式会社I-S3の益田と申します。
>>>
>>> 現在、弊社では産業用制御システム及び再生可能エネルギー設備のサイバーセキュリティについて、IEC
> 62443
> 等の国際標
>>> 準を踏まえた技術調査を行っております。
>>>
>>> JC-STAR及び電力分野における同制度の活用について確認を進める中で、資源エネルギー庁へ技術的・
> 制度的
>> 事項につい
>>> て照会したところ、以下の回答をいただきました。
>>>
>>> 「グリッドコード要件化における対象範囲については弊庁にて定めておりますが、JC-STARの
> 制度自体
>> に関する
>>> ご質問が太宗を占めるかと存じますので、その場合につきましては、恐れ入りますが、IPAさまへお問
> い合わせ
>> 頂ければ幸
>>> いでございます。」
>>>
>>> このご案内を受け、JC-STAR制度そのものの対象性及び評価境界について、以下の点を確認させてく
> ださい。
>>>
>>>
>>> 1. IP通信機能を有しない機器の対象性について
>>>
>>>
>>> 太陽光発電用PCS等には、自身ではIP通信を行わず、RS-485等のシリアル通信のみを使用する製品
> がありま
>> す。
>>>
>>> JC-STARは、IPAの公開資料において「インターネットとの通信が行えるIoT製品」を対象とする制度
> と説明さ
>> れています。
>>>
>>> この場合、自身ではIP通信を使用せず、RS-485通信のみを使用するPCSは、製品単体として
> JC-STAR★1の
>> 適合ラベル
>>> 取得対象となり得るのでしょうか。
>>>
>>> 対象となる場合又は対象とならない場合について、制度上の根拠となる文書又は該当する基準をご教
> 示くださ
>> い。
>>>
>>>
>>> 2. 外部Gateway等を介してIP通信を行う構成について
>>>
>>>
>>> 例えば、以下の構成を想定します。
>>>
>>> PCS

>>> ― RS-485 ―
>>> Logger / Gateway
>>> ― Ethernet等のIP通信 ―
>>> 外部ネットワーク
>>>
>>> この場合、JC-STARにおける「インターネットとの通信が行えるIoT製品」の評価対象は、
>>>
>>> a. PCS単体
>>> b. Logger / Gateway単体
>>> c. PCS及びLogger / Gatewayを含む一体の製品又はシステム
>>>
>>> のいずれとなり得るのでしょうか。
>>>
>>> また、評価対象の境界は、どの基準又は考え方に基づいて決定されるのでしょうか。
>>>
>>>
>>> 3. 汎用PCを通信・制御主体とする場合について
>>>
>>>
>>> RS-485は一般的なシリアル通信方式であり、USB-RS-485インターフェース等を介して汎用PCから
> 通信する
>> ことが技術
>>> 的に可能です。
>>>
>>> また、PC上にデータ収集、監視又は制御機能を実装し、Logger相当の機能を構成することも可能です。
>>>
>>> 例えば、
>>>
>>> PCS
>>> ― RS-485 ―
>>> 汎用PC
>>> ― IP Network
>>>
>>> という構成の場合、JC-STAR制度上の評価対象境界はどのように判断されるのでしょうか。
>>>
>>> 特に、汎用PCがJC-STARの対象製品ではない場合、PCS単体の適合ラベル取得によって制度上どの
> 範囲のセ
>> キュリティ
>>> を評価していることになるのか、ご教示ください。
>>>
>>>
>>> 4. 製品単体とシステム境界の関係について
>>>
>>>
>>> JC-STAR★1は、製品単体のセキュリティ機能を評価する制度との理解でよろしいでしょうか。
>>>
>>> それとも、外部Gateway、Loggerその他の構成機器との接続関係を含めたシステム構成についても評
> 価対象と
>> なり得るの
>>> でしょうか。
>>>
>>> IEC 62443等では、Zone & Conduit、Boundary Protection等によりシステム境界及び通信経路を考慮
> したリス
>> ク低減が行

>>> われます。

>>>

>>> JC-STARにおいて、外部の境界防御によるリスク低減効果を、製品の対象性又は評価境界の判断において考慮

>> する仕組み

>>> があるかについてもご教示ください。

>>>

>>>

>>> 5. グリッドコード要件化の技術的根拠に関する説明主体について

>>>

>>>

>>> 最後に、問い合わせ先を正確に整理するため確認させてください。

>>>

>>> 資源エネルギー庁からは、

>>>

>>> 「グリッドコード要件化における対象範囲については弊庁にて定めております」

>>>

>>> との回答をいただいております。

>>>

>>> そこで、

>>>

>>> * 電力設備においてJC-STAR取得製品の使用を系統連系要件とした技術的理由

>>> * 要件化対象範囲を現在の境界とした理由

>>> * 対象範囲決定時の脅威モデル又は攻撃シナリオ

>>> * 製品単体へのJC-STAR★1取得要求によるリスク低減効果

>>>

>>> については、IPAが説明主体となる事項でしょうか。

>>>

>>> IPAの所管又は説明対象ではない場合には、その旨をご回答いただけますと幸いです。

>>>

>>> 弊社としては、IPAと資源エネルギー庁の役割分担を正確に理解し、各機関の所管事項について適切な

> 問い合わせ

>> せ先へ照会

>>> したいと考えております。

>>>

>>> なお、本照会及びご回答については、弊社が実施しているJC-STAR制度の技術的・制度的検証において、正確

>> に引用し、

>>> 公開資料として取り扱う可能性がございます。

>>>

>>> ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご回答いただけますと幸いです。

>>>

>>> 何卒よろしくお願い申し上げます。

>>>

>>>

>>> 益田 周防海 (Suomi Masuda Ph. D)

>>> 株式会社I-S3 (I-S3.CO <<http://I-S3.CO>> <<http://I-S3.CO>> <<http://i-s3.co/>> ., Ltd)

>>> 本社: 群馬県安中市嶺638番地3 (HQ: 638-3 Mine, Annaka, Gunma, Japan)

>>> 高崎Office: 群馬県高崎市飯塚町1311-1

>>> (Takasaki Office: 1311-1 Iizuka-Machi, Takasaki, Gunma, Japan)

>>> Tel: [電話番号省略]

>>> Fax: [電話番号省略]

>>> E-mail: s_masuda@i-s3.com <mailto:s_masuda@i-s3.com> <mailto:s_masuda@i-s3.com>

> <mailto:s_masuda@i-s3.com> > <mailto:s_masuda@i-s3.com> <mailto:s_masuda@i-s3.com>

>> <mailto:s_masuda@i-s3.com <mailto:s_masuda@i-s3.com>>>

>>>

>>>

>>> <https://www.i-s3.com> <<https://www.i-s3.com/>>

>>>

>>>

>>>

>>

> <https://ci3.googleusercontent.com/mail-sig/AlorK4wzPGaE5U7BQ96VYjRFaCWFBiI7_pYvQ5lnUR4KVNZQvLSoX9sXu

>>> _3zac-ocfleLGMJg20dWxl>

>>>

>>> レビューコメント等はこちらへ / Share your experience with us! Leave a review.

>>> <https://g.page/r/CSWXjunl3FptEAI/review>

>>

>

>